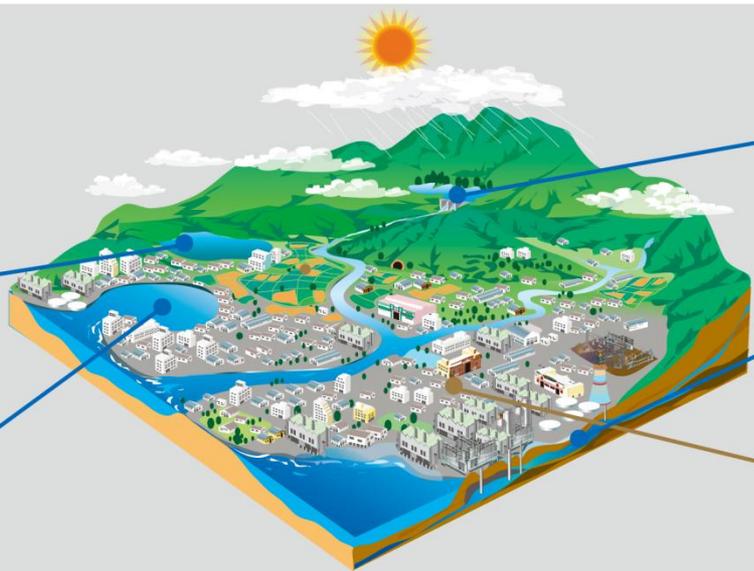


今後の水環境保全の在り方について

(中間取りまとめ参考資料)

1. これまでの取組 —旧水質二法以降の水環境行政の歴史—



水環境の共通対策

- ◆環境基本法（平成5年11月制定）
- ◆環境基本計画（第3次）（平成18年4月決定予定）
- ◆水質汚濁防止法（昭和45年12月制定）
工場排水規制、特定施設設置届出制、変更命令、常時監視生活排水対策
下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の整備事業

湖 沼

- ◆湖沼水質保全特別措置法（昭和59年7月制定）
湖沼水質保全計画の策定、負荷量規制

閉鎖性海域対策

- ◆水質汚濁防止法
総量規制制度、富栄養化対策
- ◆瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月制定）
特定施設設置許可制、自然海岸の保全、埋立抑制等
- ◆有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成14年11月制定、農林水産省・国土交通省等共管）
基本方針の策定、調査の実施
有明海・八代海総合調査評価委員会による評価等

水道水源水域

- ◆特定水道利水障害の防止のための水道水源の水質の保全に関する特別措置法（平成6年3月制定）
計画の策定、特別の規制

地下水の水質の保全

- ◆水質汚濁防止法
工場・事業場からの有害物質の地下浸透規制、汚染された地下水の浄化措置命令、常時監視

市街地土壌環境の保全

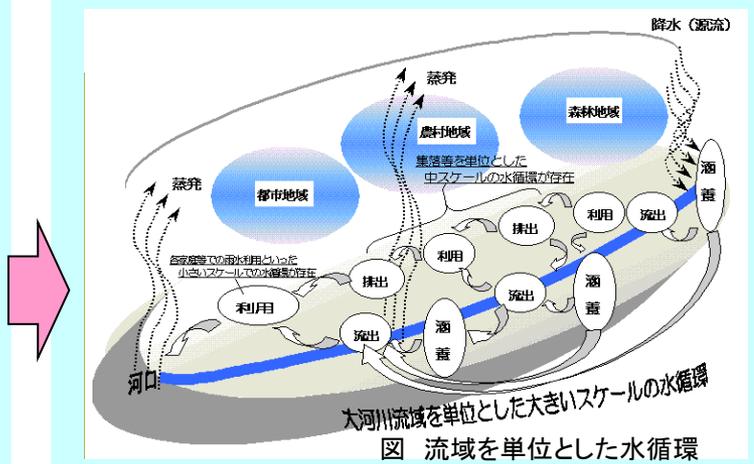
- ◆土壌汚染対策法（平成14年5月制定）
土壌汚染の状況の把握、人の健康被害の防止措置

	全般	人の健康	生活環境			地下水・土壌汚染	生態系	地球環境問題	
			全般・通常時	全般・非常時	閉鎖性水域				
1960	激甚な公害の発生								
	旧水質二法の制定 ～国の水環境行政の始まり～								
1970	公害対策基本法の制定								
	水質汚濁防止法の制定・水質環境基準の設定 ～全国一律の未然防止～								
1980		環境基準見直し (PCBの追加等)	窒素・りんに係る環境基準 (湖沼) 設定		閉鎖性水域の富栄養化		自然環境・野生生物保護行政	ローマクラブ・成長の限界-	
1990	環境基本法の制定	環境基準見直し 要監視項目の導入	BOD/COD環境基準達成率(全体)が70%超	水濁法: 事故時措置の導入	閉鎖性水域における総量規制の導入			国連水会議	
2000	環境基本計画の策定	要監視項目の導入	窒素・りんに係る環境基準 (海域) 設定	水濁法: 事故時措置の拡充	湖沼水質保全特別措置法の制定	水濁法: 地下浸透規制の導入		生物多様性条約の採択	IPCC設立
2010	環境影響評価法の制定	環境基準見直し (要監視項目のみ追加)	水浴場水質判定基準の改正		水濁法: 生活排水対策の導入	水濁法: 地下水浄化措置命令の導入		気候変動枠組み条約の採択	リオサミット・予防原則-
	健全な水循環系構築に向けた取組	環境基準見直し	BOD/COD環境基準達成率(全体)が80%超		湖沼における面源対策等の強化	土壌汚染対策法の制定	生物多様性国家戦略策定	第1回世界水フォーラム	
	望ましい水環境像の模索	環境基準見直し	事業者の不適正事案が相次いで発覚			土壌汚染対策法の改正	水生生物保全に関する環境基準の設定	ヨハネスブルクサミット-MDGsの設定- IPCC第4次報告書～温暖化には疑う余地がない～	

1. これまでの取組 – 環境基本計画策定以降の取組 –

環境基本計画 (平成6年12月)

- 水質、水量、水生生物、水辺地を総合的にとらえ、水環境の安全性の確保を含めて、水利用の各段階における負荷を低減し、水域生態系を保全するなど、対策を総合的に推進する。
- ・環境保全上健全な水循環の確保
 - ・水利用の各段階における負荷の低減
 - ・閉鎖性水域等における水環境の保全



第三次環境基本計画

- (平成18年4月)
- ・環境保全上健全な水循環がもたらす恩恵を最大限享受できる社会の構築
 - ・流域の特徴に応じ、水質、水量、水生生物、水辺地を含む水環境等を保全しつつ、その持続可能な利用を図り、人と身近な水とのふれあいを通じた豊かな地域づくり
 - ・我が国の取組を国際的に発信し、世界の水問題解決に貢献

第二次環境基本計画 (平成12年12月)

水循環の観点からの対策を関係者の連携の下に推進し、根源から環境負荷の低減を図る。
このための枠組みとして、流域を単位として、水循環計画を作成する。

水環境ビジョン(平成7年10月)

(水環境ビジョン懇談会)

基本的考え方
「場の視点」
水環境をそこに生きる人や生物との関わりを中心にとらえる見方
「循環の視点」
水環境を流域全体における水循環の健全さからとらえる見方

3つの柱
①総合的な取組
②学び、参加、協力
③共通目標の設定
水環境についての地域における共通イメージの形成、望ましい水環境像(目標:水質、水量、水辺地等)の設定

提案
・「水環境計画」の作成
地域関係者が参加し、地域の望ましい水環境像の再発見、個性ある水環境の目標の設定、多様な取組の展開について計画を作成する。
・協議会の役割

健全な水循環系構築に向けて(中間とりまとめ)(平成11年10月)

- ・流域の視点の重視
- ・水循環系の機構把握、評価及び関連情報の共有
- ・流域における各主体の自主的取組の推進(役割分担、連携、計画策定等)

「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」
(平成10年8月)

- 健全な水循環の確保に向けて(平成10年1月)(健全な水循環の確保に関する懇談会)
- ・水循環回復マスタープランの策定

健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて(平成15年10月)

健全な水循環系構築に向けた取組を具体化するために、住民参加型の計画策定手法に関する基本的な考え方をとりまとめ。

- ・水循環系の実態把握の手法
- ・水循環系の問題点や要因の分析手法、課題の整理方法の例示
- ・健全な水循環系構築に向けた基本方針や目標設定の考え方
- ・地域における各主体の連携のあり方とその取組の評価
- ・健全な水循環系構築に向けた計画づくりや地域の取組

昭和30年代頃の水環境を取り巻く状況



隅田川に流れ込む水路
(昭和46年頃)
出典: 東京都環境局HP
「東京の公害風景」



斐伊川での遊泳(木次町木次)
(昭和41年頃)
出典: 雲南市ブランドサイト
「雲南いまむかし写真館」



富士市、田子の浦の水質汚濁
出典: 環境省「水・土壌環境行政のあらまし」



洞海湾の汚染 出典: 北九州市HP「ばい煙の空死の海から奇跡の復活」

2. 水環境の現状 —残された課題—

